

特定非営利活動法人

高知県有機農業研究会

定 款

2005年11月26日	設立総会	議決・制定
2006年 3月22日	法人成立	施行
2006年 4月 1日	臨時総会	改定議決・施行
2008年 2月16日	通常総会	改定議決・施行
2008年 8月11日	臨時総会	改訂議決・施行
2009年 8月14日	通常総会	改訂議決・施行
2010年10月 2日	臨時総会	改訂議決・施行
2011年 2月20日	臨時総会	改訂議決・施行

特定非営利活動法人  
高知県有機農業研究会

定 款

2005年11月26日 設立総会 議決・制定  
2006年 3月22日 法人成立 施行  
2006年 4月 1日 臨時総会 改定議決・施行  
2008年 2月16日 通常総会 改定議決・施行  
2008年 8月11日 臨時総会 改訂議決・施行  
2009年 8月14日 通常総会 改訂議決・施行  
2010年10月 2日 臨時総会 改訂議決・施行  
2011年 2月22日 臨時総会 改訂議決・施行

第 1 章 総 則

( 名 称 )

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人高知県有機農業研究会という。

( 英語名 Kochi Organic Agriculture Association 略称は NPO Koaa 及 高有研)

( 事務所 )

第 2 条 この法人は、事務所を以下の通り主たる事務所及び従たる事務所を置くものとする。

主たる事務所は、高知県高知市土佐山菖蒲651番地

第 2 章 目的及び事業

( 目 的 )

第 3 条 この法人は、当高知県の特色でもある豊かな自然環境に恵まれたなか、県下各地域にとっての貴重な財産である、この恵まれた自然環境への負荷を伴わずに地力を維持培養しつつ、持続可能な「本来あるべき姿の農業」（有機農業）を回生させる為、健康的で質の良い安全な食べ物を生産する農業を探求し、その確立、普及を図ると共に、食生活を始めとする生活全般の改善を図ることにより、農業生産者は勿論のこと、消費者や地域の人々を含むあらゆる生物が永続的に共生出来る環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

又以上の目的達成のため、NPO 法人日本有機農業研究会との密なる連携のもと活動を行っていくものとする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する活動のうち、つぎの活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

( 基本理念 )

第 5 条 この法人は、有機農業の基本的な理念について次に掲げるものとする。

- (1) 安全で質の良い食べ物の生産  
安全で質の良い食べ物の生産を量的にも十分に生産し、食生活を健全なものとする。
- (2) 環境を守る  
農業による環境汚染・環境破壊を最小限にとどめ、微生物相・土壌微生物相・動植物を含む生態系を健全にする。
- (3) 自然との共生  
地域の再生可能な資源やエネルギーを活かし、自然の持つ生産力を活用する。
- (4) 地域自給と循環  
食料の自給を基礎に据え、再生可能な資源・エネルギーの地域自給と循環を促し、地域の自立を図る。
- (5) 地力の維持培養  
生きた土つくり、土壌の肥沃度を維持培養させる。
- (6) 生物の多様性を守る  
栽培品種、飼養品種及び野生種の多様性を維持保全し、多様な生物と共に生きる。
- (7) 健全な飼養環境の保障  
家畜、家禽類の飼育では、生来の行動本能を尊重し、健全な飼い方をする。
- (8) 人権と公正な労働の保証  
安全で健康的な労働環境を保障し、自立した公正な労働及び十分な報酬と満足感が得られるようにする。
- (9) 生産者と消費者の提携  
生産者と消費者が友好的で顔の見える関係を築き、相互の理解と信頼に基づいて共に有機農業を進める。

(10) 農の価値を広め、生命尊重の社会を築く

農業・農村が有する社会的・文化的・教育的・生態学的な意義を評価し、生命尊重の社会を築く。

( 有機農業の定義 )

第 6 条 有機農業の定義として、安全な食べ物の生産を行う為、「化学肥料、化学合成農薬、その他化学合成資材を使用しない農法」、「本来機能すべき土などの自然生態系を取り戻し、又維持していく農法」、又食の安全と、環境の保全等に配慮した農法を行っていくものとする。

( 事 業 )

第 7 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 高知県下における有機農業の普及・啓発活動
- (2) 有機農業の推進のため、調査・研究及び政策への提言
- (3) 有機農業生産に関する生産技術の為の、調査・研究・研修会及び講演会の開催
- (4) 産消提携活動の普及・啓発活動及び県下ネットワークの構築
- (5) 食育（食農育）の普及・啓発の為の、研修会講演会等の開催
- (6) 新規就農者及び後継者への支援、受け入れの協力体制及びネットワークの運営
- (7) 共同利用機械及び資材等の共同購入
- (8) 県内外の有機農業関係団体、消費者団体、食育関係機関及び団体等との連絡、連携、協議、協力
- (9) 会誌の発行
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

( 会員の種別 )

第 8 条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって法上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体、法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助する為入会した個人及び団体、法人

2 運営会員は、総会に出席し、議決権を行使するよう努めなければならない。

( 入 会 )

第 9 条 運営会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がなければ入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第 10 条 会員は、総会において別に定める会費を定められた期日までに納入しなければならない。

2 会費の変更は、総会の議決によるものとする。

#### (会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が、死亡し、又は、会員である法人或いは団体が消滅したとき。
- (3) 継続して18ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第 12 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

#### (除名)

第 13 条 本法人の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為、或いは運営に支障を来たす行為を行ったとき。

#### (拠出金品の不返還)

第 14 条 既に納入した会費及び拠出金品は、返還しない。

### 第 4 章 役員・顧問及び職員

#### (役員の種別及び定数)

第 15 条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以下
- (2) 監事 2人

2 理事の内から次の役職を選任する。

- |             |      |
|-------------|------|
| (1) 理事長     | 1 名  |
| (2) 副理事長    | 2 名  |
| (3) 消費者代表理事 | 1 名  |
| (4) 部会代表理事  | 若干 名 |

3 前項（3）、（4）の各号の役職は、必要に応じて置くものとする。

（役員の選任）

- 第 16 条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることが出来ない。

（役員の職務）

- 第 17 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は、理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を執行する。
- （1）理事の業務執行の状況を監査すること。
- （2）この法人の財産の状況を監査すること。
- （3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務、又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- （4）前号の報告をする為に必要がある場合には、総会を招集すること。
- （5）理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員の任期）

- 第 18 条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の欠員補充）

- 第 19 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅

滞なくこれを補充しなければならない。

( 役員の解任 )

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為のあったとき。
- (3) この定款に違反したとき。

( 役員の報酬等 )

第 21 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

- 2 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することが出来る。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 事務局及び職員 )

第 22 条 この法人の事務を処理する為、事務局を置き、事務処理に必要な職員を置くことが出来る。

- 2 事務局長の任免は、理事会の議決を経て行う。但し、職員は理事長が任免する。
- 3 職員は、理事長の指示により事務を執り行う。

( 顧問の委嘱と任期 )

第 23 条 顧問は、必要に応じて理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- 2 顧問の任期は、委嘱の日より起算して2年とする。但し、再任することが出来る。

## 第 5 章 総 会

( 総会の種別及び構成 )

第 24 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、運営会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回事業年度終了後、2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に理事長が招集する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

( 総会の招集 )

第25条 総会は、前条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までには通知しなければならない。

( 総会の議長 )

第26条 総会の議長は、その総会において出席した、運営会員の中から選出する。

( 総会の権能 )

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算報告

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 会費の額及び拠出金

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金をのぞく。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要な事項及び理事会において必要と認められる事項

( 総会の定足数 )

第28条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することは出来ない。

( 総会の議決 )

第29条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 総会の表決権等 )

第30条 各運営会員の表決権は平等なものとし、運営会員1人（1法人、1団体）に

つき1票とする。

- 2 やむを得ない理由の為、総会に出席出来ない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として委任することが出来る。
- 3 前項の規定により表決した運営会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

( 総会の議事録 )

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理 事 会

( 理事会の構成 )

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

( 理事会の権能 )

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 理事会の開催 )

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

( 理事会の招集 )

- 第 35 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

( 理事会の議長 )

- 第 36 条 理事会の議長は、理事長、又は理事長の指名する者がこれにあたる。

( 理事会の議決 )

- 第 37 条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

( 理事会の表決権等 )

- 第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由の為、理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。又は他の理事を代理人として表決を委任することが出来る。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わる事が出来ない。

( 理事会の議事録 )

- 第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者、又は表決委任者がある場合は、その数及び指名を付記する。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

( 資産の構成 )

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金及び助成金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産による収入
- (6) その他の収入

( 資産の区分 )

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

( 資産の管理 )

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

( 会計の原則 )

第 43 条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。  
(予算準拠の原則、正規の簿記の原則、真実性・明瞭性の原則及び継続性の原則)

( 会計の区分 )

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

( 事業計画及び収支予算 )

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

( 暫定予算 )

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することが出来る。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 予備費の設定及び使用 )

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正 )

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

( 事業報告及び決算 )

第 49 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会の議決を経なければならない。

2 会員の移動状況に関する報告を、理事会及び総会にて行うものとする。

3 決算上、剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

( 事業年度 )

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

( 臨機の措置 )

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をしようとするとき、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

( 定款の変更 )

第 52 条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の三分の二以上の多数による議決を経、且つ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

( 解 散 )

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠乏
- (4) 破産
- (5) 所轄庁による認証の取り消し
- (6) 合併

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の三分の二以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

( 残余財産の帰属 )

第 54 条 この法人の解散（合併又は破産による解散を除く。）に伴う残余財産は、解散総会の議決に基づいて、法第11条第3項に基づき、総会で議決した他団体に譲渡するものとする。

( 合 併 )

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の3分の2以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

( 公告の方法 )

第 56 条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 10 章 雜 則

( 細 則 )

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

( 帳簿及び書類等の保管 )

第 58 条 この法人の事務所に、次の書類等を備えなければならない。

(1) 定款、定款施行細則、役員名簿、会員名簿、総会及び理事会に関する書類、会計関係書類、その他必要な書類

( 関係機関 )

第 59 条 この法人の、目的を達成させる為、関係機関、及び支援組織等（以下「関係機関」という。）と連携を密にし、運営を図るものとする。

- (1) NPO 法人日本有機農業研究会
- (2) 高知大学 地域連携センター
- (3) 提携消費・流通団体
- (4) 関係 NPO 団体
- (5) 県内外の有機農業関係団体
- (6) 高知県新規就農者支援センター

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表1に掲げる者とする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2008年2月28日迄とする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2006年12月31日迄とする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条及び第50条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第10条の規定にかかわらず、別表2に掲げる額とする。
- 7 2009年8月14日主たる事務所である高知県高岡郡四万十町黒石665番地高知県立農業大学校内から、事務所移転。